

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年10月15日

内閣総理大臣 殿

福岡県知事 麻生 渡

福岡市長 山崎 広太郎

平成16年6月14日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法付則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 構造改革特別区域の名称

福岡アジアビジネス特区

2. 変更事項

8 特定事業の名称

「学校設置会社による学校設置事業(816)」

「校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業(821(801-1))」

「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業(828)」

「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業(829)」

の追加

上記の特定事業の名称の追加に伴う特区計画の別紙の追加

上記それに伴う説明等の修正

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

関連事業「奨学金受給決定留学生受入れ円滑化事業」の追加

特区計画の別紙「外国人研究者受入れ促進事業（５０１，５０２，５０３）」及び
「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（５０４）」に関する
施設名称の変更

特区計画の別紙「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（５０
４）」に関する特定事業及び関連事業の追加

特区計画の別紙「外国人情報処理技術者受入れ促進事業（５０７）」に関する機関
・施設の追加

３．変更事項の内容 別紙のとおり

(別紙) 変更事項の内容

変更前	変更後
<p>6 構造改革特別区域計画の目標 <省略> (2) アジアビジネスの人材育成 <省略> 具体的には、九州大学ビジネス・スクール、福岡システムL S Iカレッジ、高度IT人材アカデミー等の教育システムにより高度人材の育成を図るとともに、九州大学ビジネス・スクールの留学生については、夜間大学院留学生受入の特例を活用する。</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「特定埠頭運営効率化推進事業」、「臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業」、「税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業」等の特定事業及び関連事業の実施により、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積が促進される。</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>特定事業は、特区認定後直ちに実施する予定であるが、特定事業及び関連事業の実施後、短期間に顕在化する経済的社会的効果としては、システムL S I総合開発センター(仮称)のインキュベーション施設の新設(40室)により、相当数のベンチャー企業の創出が見込ま</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標 <省略> (2) アジアビジネスの人材育成 <省略> 具体的には、九州大学ビジネス・スクール、福岡システムL S Iカレッジ、高度IT人材アカデミー等の教育システムにより高度人材の育成を図るとともに、<u>学校設置会社による学校設置事業をはじめ、校地・校舎の借用、運動場や空地に係る要件の弾力化の特例を活用し、アジアビジネスに携わる人材の育成を図る。</u></p> <p>また、<u>奨学金受給決定留学生の受入れの円滑化を図るとともに、九州大学ビジネス・スクールの留学生については、夜間大学院留学生受入の特例を活用し、人材育成、人材交流の拠点形成を図る。</u></p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「<u>学校設置会社による学校設置事業</u>」、「特定埠頭運営効率化推進事業」、「臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業」、「税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業」等の特定事業及び関連事業の実施により、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積が促進される。</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>特定事業は、特区認定後直ちに実施する予定であるが、特定事業及び関連事業の実施後、短期間に顕在化する経済的社会的効果としては、福岡システムL S I総合開発センターのインキュベーション施設の新設(40室)により、相当数のベンチャー企業の創出が見込まれる</p>

変更前	変更後
<p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業 (1 2 0 1)</p> <p>特定埠頭運営効率化推進事業 (1 2 0 3)</p> <p>自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業 (1 2 0 4)</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 <省略></p> <p>(2) アジアビジネスの人材育成 アジア九州ビジネス・スクールの設置 <省略></p> <p>九州大学学術研究都市の整備 <省略></p>	<p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業 (1 2 0 1)</p> <p>特定埠頭運営効率化推進事業 (1 2 0 3)</p> <p>自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業 (1 2 0 4)</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 <省略></p> <p>(2) アジアビジネスの人材育成 <u>九州・アジア経営塾 (K A L) の設置</u> <省略></p> <p><u>奨学金受給決定留学生受入れ円滑化事業</u> 質の高い留学生の受入れを推進し、<u>学術研究分野における人材交流の拠点形成を図ることを目的に、国費留学生や短期留学推進制度による留学生など渡日前に奨学金受給が決定し、経済的裏付けが確定している留学生の入国・在留申請を優先処理し、留学生受入れの円滑化を図る。</u></p> <p><u>i) 国費外国人留学生</u> <u>) 短期留学推進制度による留学生</u> <u>) 外国政府派遣留学生</u> <u>) 日仏共同博士課程 (コレージュ・ドクトラル・フランコ・ジャポネ) による留学生</u> <u>) 留学生支援無償資金協力事業による留学生</u> <u>) 国立大学法人九州大学の奨学金制度・学生交流プログラムによる留学生</u></p> <p>九州大学学術研究都市の整備 <省略></p>

変更前	変更後
<p>産学官連携による戦略的産業分野の育成</p> <p>IT、バイオ、ナノの戦略的産業分野において、産学関連を推進することにより、次の事業を実施する。詳細については後述の該当項目を参照。</p> <p>「シリコンシーベルト福岡プロジェクトの展開」</p> <p>「福岡バイオバレープロジェクト」</p> <p>「ナノテク戦略の展開」</p> <p>フクオカベンチャーマーケットの開催</p> <p><省略></p> <p>システムLSI総合開発センター（仮称）の建設</p> <p><省略></p> <p>インキュベーション事業</p> <p><省略></p> <p>地域ファンドの創設</p> <p><省略></p> <p>シリコンシーベルト福岡（システムLSI設計開発拠点化）プロジェクトの展開</p> <p><省略></p> <p>福岡システムLSIカレッジ（参照）</p> <p>（研究開発・ベンチャー支援）</p> <p>システムLSI総合開発センター（仮称）（参照）</p> <p><省略></p> <p>福岡バイオバレープロジェクト</p> <p><省略></p> <p>ナノテク戦略の展開</p> <p><省略></p> <p>博多港の国際ゲートウェイ機能の強化</p> <p><省略></p> <p>アイランドシティプロジェクト</p> <p><省略></p> <p>（高機能の港湾整備）「博多港の国際ゲートウェイ機能の強化」参照</p>	<p>— 産学官連携による戦略的産業分野の育成</p> <p>IT、バイオ、ナノの戦略的産業分野において、産学関連を推進することにより、次の事業を実施する。詳細については後述の該当項目を参照。</p> <p>「__シリコンシーベルト福岡プロジェクトの展開」</p> <p>「__福岡バイオバレープロジェクト」</p> <p>「__ナノテク戦略の展開」</p> <p>— フクオカベンチャーマーケットの開催</p> <p><省略></p> <p>— 福岡システムLSI総合開発センターの建設</p> <p><省略></p> <p>— インキュベーション事業</p> <p><省略></p> <p>— 地域ファンドの創設</p> <p><省略></p> <p>— シリコンシーベルト福岡（システムLSI設計開発拠点化）プロジェクトの展開</p> <p><省略></p> <p>福岡システムLSIカレッジ（__参照）</p> <p>（研究開発・ベンチャー支援）</p> <p>福岡システムLSI総合開発センター（__参照）</p> <p><省略></p> <p>— 福岡バイオバレープロジェクト</p> <p><省略></p> <p>— ナノテク戦略の展開</p> <p><省略></p> <p>— 博多港の国際ゲートウェイ機能の強化</p> <p><省略></p> <p>— アイランドシティプロジェクト</p> <p><省略></p> <p>（高機能の港湾整備）「__博多港の国際ゲートウェイ機能の強化」参照</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;"><省略></p> <p style="text-align: center;">福岡空港の機能強化</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p style="text-align: center;">企業立地に向けた方策（地方税の特 例措置等）</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>① 福岡アジアビジネス特区推進体制等 の整備</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>	<p style="text-align: center;"><省略></p> <p style="text-align: center;">— 福岡空港の機能強化</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>① 企業立地に向けた方策（地方税の特 例措置等）</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>② 福岡アジアビジネス特区推進体制等 の整備</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>

変更前

別紙

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業(501, 502, 503)

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

<省略>

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

<省略>

4 特定事業の内容

次に掲げる機関・施設において IT、バイオ、ナノの各分野に関する研究を行なう業務に従事する外国人研究者の受入を促進する。なお、各施設はそれぞれ概要記載の分野に関する研究のための活動の中核となる施設である。

機関名	施設名	所在地	概要
国立大学法人九州大学	<省略>	<省略>	<省略>
福岡大学	<省略>	<省略>	<省略>
財団法人九州システム 情報技術研究所	<省略>	<省略>	<省略>
財団法人福岡県産業・科学技術振興財団		<省略>	<省略>
	国立大学法人九州大学 (前掲)	<省略>	<省略>
	福岡大学(前掲)	<省略>	<省略>
	財団法人九州システム 情報技術研究所	<省略>	<省略>
	システムLSI総合開 発センター(仮称)	福岡市早良区百道浜 3丁目地内(予定)	<省略>
独立行政法人日本学術 振興会	<省略>	<省略>	<省略>

5 当該規制の特例措置の内容

<省略>

変更後

別紙

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業(501, 502, 503)

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

<省略>

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

<省略>

4 特定事業の内容

次に掲げる機関・施設において IT、バイオ、ナノの各分野に関する研究を行なう業務に従事する外国人研究者の受入を促進する。なお、各施設はそれぞれ概要記載の分野に関する研究のための活動の中核となる施設である。

機関名	施設名	所在地	概要
国立大学法人九州大学	<省略>	<省略>	<省略>
福岡大学	<省略>	<省略>	<省略>
財団法人九州システム 情報技術研究所	<省略>	<省略>	<省略>
財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	国立大学法人九州大学 (前掲)	<省略>	<省略>
	福岡大学(前掲)	<省略>	<省略>
	財団法人九州システム 情報技術研究所	<省略>	<省略>
	福岡システム L S I 総 合開発センター	福岡市早良区百道浜 3-8-33	<省略>
独立行政法人日本学術 振興会	<省略>	<省略>	<省略>

5 当該規制の特例措置の内容

<省略>

変更前

別紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

福岡アジアビジネス特区における「外国人研究者受入れ促進事業」及び「外国人情報技術者受入れ促進事業」に該当する外国人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

（以下別葉）

4 特定事業の内容

外国人の活動内容
（外国人研究者受入れ促進事業）

機関名	施設名	機関・施設の概要	外国人の活動内容
国立大学法人九州大学	<省略>	<省略>	<省略>
福岡大学	<省略>	<省略>	<省略>
財団法人九州システム 情報技術研究所	<省略>	<省略>	<省略>
財団法人福岡県産業・科学技術振興財団		<省略>	<省略>
	国立大学法人九州大学 （前掲）	<省略>	<省略>
	福岡大学（前掲）	<省略>	<省略>
	財団法人九州システム 情報技術研究所	<省略>	<省略>
	システムLSI総合開 発センター（仮称）	<省略>	<省略>
独立行政法人日本学術 振興会	<省略>	<省略>	<省略>

(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)

変更前

機関 (事業所) 名	機関 (事業所) の概要	外国人の活動内容
株式会社 正興電機製作所 < 省略 >	< 省略 >	< 省略 >
株式会社 エーエスピーランド < 省略 >	< 省略 >	< 省略 >
株式会社 ビーシーシー < 省略 >	< 省略 >	< 省略 >
株式会社 九州富士通システム エンジニアリング < 省略 >	< 省略 >	< 省略 >
株式会社 シー・エス・エル < 省略 >	< 省略 >	< 省略 >

- 5 当該規制の特例措置の内容
< 省略 >

変更後

別紙

- 1 特定事業の名称
特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 (5 0 4)
- 2 規制の特例措置の適用を受けようとする者
福岡アジアビジネス特区における「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」及び「夜間大学院留学生受入れ事業」に該当する外国人並びに福岡アジアビジネス特区における関連事業「奨学金受給決定留学生受入れ円滑化事業」に該当する外国人
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
特区計画認定後直ちに

(以 下 別 葉)
- 4 特定事業の内容
外国人の活動内容
(外国人研究者受入れ促進事業)

変更後

機関名	施設名	機関・施設の概要	外国人の活動内容
国立大学法人九州大学	<省略>	<省略>	<省略>
福岡大学	<省略>	<省略>	<省略>
財団法人九州システム 情報技術研究所	<省略>	<省略>	<省略>
財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	<省略>	<省略>	<省略>
	国立大学法人九州大学 (前掲)	<省略>	<省略>
	福岡大学(前掲)	<省略>	<省略>
	財団法人九州システム 情報技術研究所	<省略>	<省略>
	福岡システムLSI総 合開発センター	<省略>	<省略>
独立行政法人日本学術 振興会	<省略>	<省略>	<省略>

(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)

機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容
株式会社 正興電機製作所 <省略>	<省略>	<省略>
株式会社 エーエスピーランド <省略>	<省略>	<省略>
株式会社 <u>BCC</u> <省略>	<省略>	<省略>
株式会社 九州富士通システム エンジニアリング <省略>	<省略>	<省略>
株式会社 シー・エス・エル <省略>	<省略>	<省略>

変更後

<p>日本匯人テクノ有限会社 (取締役 張曉川) (住所 福岡市早良区百道浜2 - 1 - 22 SRPセンタービル 505C)</p>	<p>中国企業の日本法人であり、日本企業からソフトウェア開発等を受注し、中国国内で開発している。 業務内容 (1)ソフトウェア開発 (2)ソフトウェアの代理販売 (3)日中間IT人材交流及び各種コンサルティング業務</p>	<p>特定情報処理活動</p>
<p>株式会社 ジェイエムネット (代表取締役社長 植木 一夫) (住所 福岡市博多区下川端町 3 - 1 リバレインオフィス9F)</p>	<p>システムL S I開発、プロダクト企画開発、FA物流ソリューションパッケージ開発などのIT関連のサービスおよび技術をマネジメントし、トータルにITソリューションを提供。</p>	<p>特定情報処理活動</p>

(夜間大学院留学生受入れ事業)

機関名	施設名	機関・施設の概要	外国人の活動内容
<p>国立大学法人 九州大学 (総長 梶山千里)</p>	<p>九州大学ビジネス・スクール (国立大学法人九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻) (住所 福岡市東区箱崎6 - 19 - 1 (九州大学学経済学部棟内))</p>	<p>九州圏では初めての本格的なビジネス・スクールとして、平成15年4月開学。 世界に通用するビジネスプロフェッショナルの育成を旨とすると同時に、「産業・技術」と「アジア」をキーワードとして、理論と実践を兼ね備えた教育体制の確立を図る。 開講形式：平日の夜間及び土曜日(集中講義がある場合) 授業言語：日本語及び英語 授業科目：MBA ベーシックスという「全員必修となる基礎科目」のほか、選択必修となる専門科目として「ビジネス戦略マネジメント分野」、「産業・技術マネジメント分野」からなる。この他、プロジェクト演習及びインターンシップを科している。</p>	<p>留学</p>

(奨学金受給決定留学生受入れ円滑化事業)関連事業

変更後

機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容
<p>国立大学法人 九州大学 (総長 梶山千里) (住所 福岡市東区箱崎6-10-1)</p>	<p>九州大学は、約1世紀にわたる歴史を有する総合大学。学生約18,000、教員約2,310、職員約2,170名が在籍し、11学部、17学府、16研究院、3附置研究所、1病院などを擁している。</p>	<p>留学 ただし、次に掲げる奨学金等の受給が決定し、経済的裏付けが確定している留学生に限る。 (1)国費外国人留学生 (2)短期留学推進制度による留学生 (3)外国政府派遣留学生 (4)日仏共同博士課程(コレージュ・ドクトラル・フランコ・ジャポネ)による留学生 (5)留学生支援無償資金協力事業による留学生 (6)国立大学法人九州大学の奨学金制度・学生交流プログラムによる留学生 九州大学フレンドシップ奨学金制度 九州大学アジア学生交流プログラム(ASEP) 九州大学とソウル大学校との学生交流プログラム</p>

5 当該規制の特例措置の内容

<省略>

変更前

別紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（５０７）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

（１）次の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人

- ・株式会社 正興電機製作所
- ・株式会社 エーエスピーランド
- ・株式会社 ビーシーシー
- ・株式会社 富士通九州システムエンジニアリング
- ・株式会社 シー・エス・エル

（２）（１）の外国人の扶養を受ける配偶者または子

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

（以下別葉）

4 特定事業の内容

次に掲げる事業所において、外国人情報処理分野技術者の受け入れを促進する。

事業所名	所在地	概要
株式会社 正興電機製作所	<省略>	<省略>
株式会社 エーエスピーランド	<省略>	<省略>
株式会社 ビーシーシー	<省略>	<省略>
株式会社 九州富士通システム エンジニアリング	<省略>	<省略>
株式会社 シー・エス・エル	<省略>	<省略>

5 当該規制の特例措置の内容

< 省略 >

変更後
別紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

（1）次の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人

- ・株式会社 正興電機製作所
- ・株式会社 エーエスピーランド
- ・株式会社 BCC
- ・株式会社 富士通九州システムエンジニアリング
- ・株式会社 シー・エス・エル
- ・日本匯人テクノ有限公司
- ・株式会社 ジェイエムネット

（2）（1）の外国人の扶養を受ける配偶者または子

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

次に掲げる事業所において、外国人情報処理分野技術者の受け入れを促進する。

事業所名	所在地	概要
株式会社 正興電機製作所	< 省略 >	< 省略 >
株式会社 エーエスピーランド	< 省略 >	< 省略 >
株式会社 <u>BCC</u>	< 省略 >	< 省略 >
株式会社 九州富士通システム エンジニアリング	< 省略 >	< 省略 >
株式会社 シー・エス・エル	< 省略 >	< 省略 >

<u>日本匯人テクノ有限 会社</u>	<u>福岡市早良区百道 浜2 - 1 - 22 SRPセンタービ ル505C</u>	<u>中国企業の日本法人であり、日本企業から ソフトウェア開発等を受注し、中国国内で 開発している。</u> <u>業務内容</u> <u>(1)ソフトウェア開発</u> <u>(2)ソフトウェアの代理販売</u> <u>(3)日中間IT人材交流及び各種コンサ ルティング業務</u>
<u>株式会社 ジェイエ ムネット</u>	<u>福岡市博多区下川 端町3 - 1リバレ インオフィス9F</u>	<u>システムLSI開発、プロダクト企画開発、 FA物流ソリューションパッケージ開発な どのIT関連のサービスおよび技術をマネ ージメントし、トータルにITソリューシ ョンを提供。</u>

5 当該規制の特例措置の内容

<省略>

変更前	記載なし
変更後	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>学校設置会社による学校設置事業（８１６）</u></p> <p>2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>株式会社東京リーガルマインド</u> <u>代表取締役 反町 勝夫</u> <u>住所 東京都港区愛宕 2 - 5 - 1</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>構造改革特別区域計画の認定の日</u></p> <p>4 特定事業の内容 <u><事業関与主体></u> <u>株式会社 東京リーガルマインド</u> <u><事業が行われる区域></u> <u>福岡市の全域</u> <u><事業の開始日></u> <u>平成 17 年 4 月 ~</u> <u><事業により実現される行為></u> <u>株式会社東京リーガルマインドによる大学が大学の設置主体として、通学及び通信（本部に該当しないキャンパスとして）の両教育課程を実施</u></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>産業構造の改革が求められる中、本市の活力ある地域経済発展を図るためには、新しいビジネスを自ら立ち上げようとする専門人材やその立ち上げを支援する人材など、社会で即戦力となり地域経済を担う人材を育成する必要がある。</u> <u>また、中国では民営企業が台頭し、海外進出傾向が強まるとともに、市民生活が成熟化し、政府機関も指導的立場から市民・企業に対してサービスを提供する機能が求められている。一方、日本企業にとっても中国市場への参入や中国の生産力、人材活用等によるビジネス発展、競争力強化が求められている。このような時代潮流を背景に、中国にとっては、経営ノウハウを蓄積し、政府機能のサービス化に対応した能力開発、人材育成のニーズが高まっている。同様に日本にとっても中国市場開拓や中国へのアウトソーシング等で中国ビジネスに精通し、中国との橋渡し役となるブリッジ的人材を育成するニーズが高まっており、日中間の相互理解と新しい時代を担う人材開発の重要性が増している。</u> <u>この度、本市に対して構造改革特別区域計画認定申請を依頼した株式会社東京リーガルマインドは、本年 4 月に法曹養成、司法書士養成、公認会計士養成等を趣旨とする大学（総合キャリア学部）を設置して教育サービスを行っており、当該大学のキャンパス</u></p>

の設置を認めれば、これからの社会をリードする専門的実務能力を備えた人材を育成することが期待でき、これにより地域の教育が多様化し、既存の大学等との新たな競争や連携が図られることで、地域全体の大学教育の質の向上が期待できる。

また、これに加え同大学では、特に本市において日本へ進出する中国企業が円滑にビジネス展開できるような多面的な教育を提供することを計画している。具体的には日本語・中国語の語学教育をはじめ、日中間のビジネス慣行の違いなど異文化理解講座を新たな教育プログラムとすることが想定され、上記のニーズに合致した人材の育成が期待でき、中国人経営者による起業促進や中国系企業の本市への集積促進に資するものと考えられる。

よって、地域経済の活性化やアジアビジネスの交流拠点の形成を図るためには、当該規制の特例措置を活用し、株式会社による学校の設置を行う必要があるものと判断する。

また、これまで、法人税等を納めつつ高いレベルの教育を、助成金等を受けずに行ってきたのであり、経営基盤に問題はないと判断される。さらに、商法等に基づく情報開示、コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンス（企業統治）が行われている。万一、経営支障が生じた場合においても、経営支障が予見できた段階での学生の募集停止、募集停止後の就学保証、転入学に関する情報提供等具体的セーフティネットの案も提案されており、問題なく運営を実施できると判断するため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

なお、株式会社東京リーガルマインドは、東京都に大学本部を置くほか、都内千代田区、大阪市においては既に本年4月から株式会社による大学が文部科学省による大学設置認可を受け開校している。また、新宿区、松山市などについては構造改革特区の認定を受け、開校に向けた準備を進めていることから、本市としてもこれら先進地区との連携、情報交換等を密に行うことにより、必要な調整を行うものとする。

また、同社が大学を設置するにあたっては、福岡市としても経営状況の把握に努めるとともに、さらに、万一経営に著しい支障が生じ、または生じる恐れがあると認められる場合に備え、福岡市内部の体制を定め、福岡キャンパスに通学することを前提に在籍することが登録されている学生の適切な修学を維持できるよう努めるものとする。また、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うものとする。

変更前	記載なし
変更後	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業(821(801-1))</p> <p>2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町 勝夫 住所 東京都港区愛宕2-5-1</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 <u><事業関与主体></u> 株式会社 東京リーガルマインド <u><事業が行われる区域></u> 福岡市の全域 <u><事業の開始日></u> 平成17年4月～ <u><事業により実現される行為></u> 校地・校舎借用による大学設置</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>本件特例を受けようとする東京リーガルマインドは、福岡市の中心市街地(天神地区)において校地・校舎の借用によりこれまで高度な職業専門教育を実践してきた。</u> <u>天神地区はアジアビジネスを展開している国内外企業が多く集積している地区であり、職業人に就業時間後でも専門教育の機会を提供できるため、これまでと同様、企業、業務などの機能が集積している都心部での事業展開が効果的である。</u> <u>しかしながら、天神地区は企業等が集積し地価の高い商業地域であり、校地・校舎を取得するためには、莫大な出費を要する。本計画の事業体である株式会社は、学校法人と違って、補助金を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固定資産税を納入するなど、市場原理に基づいて事業を行っており、地価の非常に高い地域において校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的にも過大なリスクを背負うことになる。</u> <u>このように地価が高い地域においては、施設を自己所有することよりも、教師や教育内容の充実にその資金を充てる方が、本計画をより効果的なものにすることができる。</u> <u>さらに、これまで同社は長期的かつ安定的に事業用施設の賃貸借契約を結んでいる実績があり、今後も安定的な事業運営が可能と思われる。</u> <u>以上により、本計画を実施するにあたって、事業者自己所有の校地・校舎の取得を求めることは困難であると認め、規制の特例措置を適用することを妥当と判断する。</u></p>

変更前	記載なし
変更後	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（８２８）</u></p> <p>2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>株式会社東京リーガルマインド</u> <u>代表取締役 反町 勝夫</u> <u>住所 東京都港区愛宕 2 - 5 - 1</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>構造改革特別区域計画の認定の日</u></p> <p>4 特定事業の内容 <u><事業関与主体></u> <u>株式会社 東京リーガルマインド</u> <u><事業が行われる区域></u> <u>福岡市の全域</u> <u><事業の開始日></u> <u>平成 17 年 4 月 ~</u> <u><事業により実現される行為></u> <u>株式会社東京リーガルマインドによる運動場の代替措置を講じた大学設置</u></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>事業者が大学の設置を検討している地域はアジアビジネスを展開している国内外企業が集積する中心市街地であり、職業人に就業時間後でも専門教育の機会を提供できるため、当該地での事業展開が効果的であると認められる。</u> <u>しかし、当地域は地価が非常に高く、運動場として利用できるだけの用地面積を確保することは非常に困難であり、かつ確保するには、多額な費用が必要となる。</u> <u>このため、事業者は運動場確保の代替措置として、開校までにスポーツクラブと提携契約し、また、大学単位での市営スポーツ施設の利用を予定しており、運動場を設けなくも、運動を行いたいという学生に不利益が生じないよう配慮することとしている。</u> <u>なお、同大学は、カリキュラムとして運動場を使用する体育を有しておらず、このため、教育・研究活動に支障は生じないものと認められる。</u> <u>以上のことから、本計画の実施に際し、事業者に運動場を求めることは困難であり、運動場の設置を求めなくても、教育・研究に支障が生じないと認められるため、代替措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。</u></p>

変更前	記載なし
変更後	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（８２９）</u></p> <p>2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>株式会社東京リーガルマインド</u> <u>代表取締役 反町 勝夫</u> <u>住所 東京都港区愛宕 2 - 5 - 1</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>構造改革特別区域計画の認定の日</u></p> <p>4 特定事業の内容 <u><事業関与主体></u> <u>株式会社 東京リーガルマインド</u> <u><事業が行われる区域></u> <u>福岡市の全域</u> <u><事業の開始日></u> <u>平成 17 年 4 月 ~</u> <u><事業により実現される行為></u> <u>株式会社東京リーガルマインドが空地を設けることなく、福岡市内において大学の運営を行うことができるものとする。</u></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>事業者が大学の設置を検討している地域はアジアビジネスを展開している国内外企業が集積する中心市街地であり、職業人に就業時間後でも専門教育の機会を提供できるため、当該地での事業展開が効果的であると認められる。</u> <u>しかし、当地域は地価が非常に高く、空地として利用できるだけの用地面積を確保することは非常に困難であり、かつ確保するには、多額な費用が必要となる。</u> <u>また、校舎内において学生の休息・その他に利用するのに適当なスペースを設けることとしており、学生にとって、休息、その他に利用する環境は整うと考えられる。具体的には、休憩スペースの確保、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用等により、大学の教育・研究上も支障はないものと考えられる。</u> <u>以上により、本計画を実施するにあたって、事業者に空地の確保を求めることは困難である特別の理由が認められ、空地の確保を求めなくても大学の教育・研究上に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。</u></p>